

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

本市では、若い世代を中心に、市外への人口流出に歯止めがかからない状況が続いています。特に旧十和田湖町区域では、人口減少が著しく進み、産業の各分野における人手不足や地域の担い手不足など、地域の抱える課題がさらに多様化・深刻化しています。

こうした現状を踏まえ、国内外の人々との多様な交流を通じ、本市ならではの魅力を発信・共有することにより、移住・定住希望者を増やすための支援体制を強化するとともに、将来的に本市への移住につながるよう、多様な形で本市と継続的に関わる関係人口の創出・拡大に取り組む必要があります。

また、産業やその他の分野においても関係機関と連携しながら情報提供や研修機会の提供等を行い、担い手の育成・確保を図るとともに、学校教育においては児童・生徒が郷土に愛着と誇りを持てるよう、郷土の自然や歴史を学ぶことができる環境を整える必要があります。

### (2) その対策

#### 1) 移住・定住

- ① 近年の首都圏から地方への移住希望者の増加傾向を踏まえ、引き続き、魅力的な移住候補地として積極的な情報発信や相談対応に取り組み、移住・定住希望者及び出会い・結婚を希望する若者世代への支援体制を強化します。
- ② 市外からの新規就農者の移住・定住を促進するため、農村における空き家の有効活用など、定住初期の就農を支援します。
- ③ 上十三・十和田湖広域定住自立圏域市町村との連携・協力を深めながら、移住の促進及び定住人口の増加、圏域内の交流促進に取り組みます。

#### 2) 地域間交流

- ① 十和田湖や奥入瀬溪流など、本市ならではの魅力を発信・共有するとともに、仕事と休暇を組み合わせたワーケーションを推進することにより、特定の地域に多様な形で継続的に関わる関係人口や交流人口の創出・拡大に取り組めます。
- ② 岩手県花巻市との友好都市交流や高知県土佐町との姉妹都市交流、福島県矢吹町・宮城県川南町との日本三大開拓地サミットなどの都市間交流事業を推進します。

### 3) 人材育成

- ① 移住希望者の視点に立ち、雇用面や住居、生活面での魅力づくりに合わせ、本市の出身者が地域の将来を支える人材となるための環境づくりを進めます。
- ② 職業能力開発の場の設置や各種セミナーの開催、U I J ターンによる就職支援に取り組み、若年者などの人材育成を支援します。
- ③ 市・大学・市民のネットワークを形成し、大学の持つ人材を生涯学習やまちづくりに活かすとともに、本市の魅力を生内外に発信できる交流の担い手を育成します。
- ④ 農業従事者の減少に歯止めをかけるため、将来にわたって本市の農業を支える高い意欲を持った担い手の育成・確保を図ります。
- ⑤ 十和田湖や奥入瀬溪流をはじめとする郷土の自然や歴史などを学ぶことにより、郷土の魅力を認識し、愛着と誇りを持てる人材の育成を目指します。

### (3) 計画

#### 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	過疎地域持続的 発展特別事業 (移住・定住)	移住・定住促進事業(補助金) 【事業概要】 ■移住者に対し、住宅取得費用等の一部を補助します。 【必要性】 ■人口減少対策として移住・定住の促進を図る必要があります。 【効果】 ■人口の流入増加及び定住人口の増加につながります。	市	
		移住・定住就農支援事業(補助金) 【事業概要】 ■移住する新規就農者に対し、家賃や改修費の補助、農業技術指導等を実施します。 【必要性】 ■農業従事者の減少に歯止めをかけるため、農業の担い手の育成・確保を図る必要があります。 【効果】 ■就農直後の農業経営の安定を図ることで、農業の担い手の育成・確保につながります。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	過疎地域持続的 発展特別事業 (地域間交流)	ワーケーション宿泊推進事業(補助金) 【事業概要】 ■ 宿泊事業者が行うワーケーション利用者向けの宿泊割引に係る費用を補助します。 【必要性】 ■ 関係人口の創出・拡大を図るため、仕事と休暇を組み合わせたワーケーションを推進する必要があります。 【効果】 ■ 十和田湖・奥入瀬周辺における旅行者の長期滞在と関係人口の創出・拡大につながります。	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (人材育成)	郷土学習充実事業 【事業概要】 ■ 市内の児童が十和田湖や奥入瀬溪流等の郷土の自然や歴史を学ぶためのバス借上料と遊覧船の乗船料を助成します。 【必要性】 ■ 子どもたちが郷土の魅力を認識し、愛着と誇りを持てるよう、郷土の自然や歴史を学ぶための環境を整える必要があります。 【効果】 ■ 郷土に対する愛着と誇りを持てる人材の育成につながります。	市	

### 3. 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

就業人口の割合から旧十和田湖町区域の産業をみると、第1次産業 25.3%、第2次産業 18.3%、第3次産業 56.3%（平成 27 年国勢調査）となっており、農林畜産業を中心とする第1次産業と、国内屈指の観光地である十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田山を核とする観光業等の第3次産業が主産業となっています。

第1次産業の就業人口は、平成 2（1990）年から平成 27（2015）年にかけての 25 年の間に 708 人、53.7%減少しており、第2次、第3次産業に比べて減少率が大きくなっています。これは、農産物輸入拡大と価格の低迷等に伴い所得が減少したことにより、新規就農者の減少や労働力の他産業への流出につながったものと考えられます。

##### 1) 農業

旧十和田湖町区域の基幹作物は米であり、機械化の促進と経営の合理化を図るために、昭和 52（1977）年から基盤整備事業を推進しています。沢田、奥瀬地区のほ場については、ほぼ整備されていますが、今後は一部の未整備地区について整備を進めていく必要があります。用水路等の農業用施設については、破損により機能障害が生じている箇所もあるため、補修・補強などの長寿命化対策を実施する必要があります。

また、野菜の市場評価は高く、にんにくをはじめ、ながいも、ごぼう、ねぎなどは全国的にも高い評価を受けています。これら良質な農産物等の生産のみにとどまらず、加工施設等を積極的に活用することで加工品としての付加価値を高めるなど、生産地としての形態を整え、生産から加工・販売までに至る6次産業化への取組を促進させる必要があります。

一方で、農業従事者の高齢化や農業離れによる遊休農地が増加しており、農地の荒廃を防ぎ優良農地を確保するため、国土保全や水源のかん養といった農業の持つ多面的機能を活かした取組を進める必要があります。

##### 2) 畜産業

旧十和田湖町区域は、昭和 48（1973）年に肉用牛振興地域の指定を受け、山林原野を採草放牧地に造成し、夏山冬里方式を実施するなど、酪農・畜産の飼養にとって恵まれた地形や自然条件にあり、この豊かな環境で育まれた牛は、県畜産市場において高い評価を得ています。

しかしながら、近年の畜産業を取り巻く環境は生産者の高齢化や、担い手・後継者の不足など、大変厳しい状況にあります。

中小規模の家族経営が多い当該区域の生産者の収益向上や資源の継承など、次世代

へつなげるためには生産基盤を強化する必要があります。

### 3) 水産業

十和田湖でヒメマス、コイ、サクラマス等、奥入瀬川水系でヤマメ、イワナ等の漁業や遊漁が行われていますが、今後は稚魚育成の安定化に向けた種苗生産施設や安定した生産供給を図るための漁獲後の販売施設の拡充、さらには、魚体の品質保持のための漁法の改善が課題となっています。

### 4) 林業

十和田市全体における総土地面積の 65.7% (47,702ha) は森林であり、そのうち、国有林が 59.2% (28,230ha)、民有林が 40.8% (19,472ha) を占めています (青森県森林資源統計書「令和3年4月」)。民有林のうち、人工林は 12,142ha ありますが、本格的な主伐期を迎え、間伐を必要とする森林も多く、今後、優良材の生産のため、間伐を促進するとともに、間伐材の有効利用を図る必要があります。

また、林道については、舗装等の整備は一部のみで、生産性の高い林業経営を図るためには、今後も計画的に整備を促進する必要があります。

### 5) 雇用

旧十和田湖町区域の第2次産業の就業人口は、平成7(1995)年の902人をピークに減少傾向にあることから、今後も就業条件等の良好な企業の誘致等を促進する必要があります。

第3次産業の就業人口は、平成2(1990)年から平成27(2015)年にかけての25年の間に680人、33.4%減少しており、減少に歯止めがかかっていません。

少子高齢化が進む中、若者から高齢者までのあらゆる年代が、地域経済活力の維持・増進を支える担い手として自らの能力を十分発揮できるよう、関係機関との連携・協力のもと、それぞれのライフスタイルなどに応じ、地域社会での活躍の場を見出すことができる働き方の実現を適切に支援する必要があります。

### 6) 観光

旧十和田湖町区域には、十和田湖、奥入瀬溪流などを含む十和田八幡平国立公園の美しく雄大な自然環境をはじめとした多彩な地域資源があります。それら地域資源を活かすとともに、多様化する国内旅行者のニーズを踏まえ、ターゲットとする観光客を明確にしたうえで、その特性に応じた観光メニューの開発・提供を推進するほか、地域ぐるみで行うおもてなしを通じて観光客の満足度を高めるなど、様々な面からリピーターを増やすための取組をさらに強化する必要があります。

今後は、外国人観光客がより快適に市内観光を楽しむことができるよう、観光地などにおける案内表示の多言語化や情報通信環境の整備などによる受入体制の強化を図

るとともに、観光情報の発信の強化やイベントによる集客効果を活用しながら、自然、温泉、食、歴史、文化などの多様な地域の資源を活かした魅力ある滞在型観光地づくりに取り組む必要があります。

また、観光関連事業者や関係団体、市民などとの連携を強化し、地域主体の観光振興や観光地づくりを担う人材の育成・強化を図る必要があります。

## (2) その対策

### 1) 農業

- ① 農業の生産性を向上させるため、良好な営農条件を備えたほ場、農道及び農業用排水路等を計画的に整備し、有効利用を図ります。
- ② 農業用施設の機能の回復や、災害の未然防止を図るため、農村地域防災減災事業を推進し、長寿命化対策を実施します。
- ③ 農産物等の付加価値を高め、農業者がより高い収益を得られるよう、6次産業化の啓発に努めるとともに、商品開発や事業計画作成など、6次産業化への取組を支援します。
- ④ 農地の適正な利用による遊休農地の発生防止を図ります。また、農地の持つ多面的機能の確保及び農村コミュニティの促進を図るため、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業及び地域の中心経営体への農地集約を進める農地中間管理事業等の活用を図ります。

### 2) 畜産業

- ① 優良な血統を受け継ぐ繁殖雌牛の確保や地元保留を促進するほか、肥育を含めた地域一貫生産を推進します。
- ② 飼料の安定確保などの取組により、経営の効率化と安定化を支援します。

### 3) 水産業

- ① 十和田湖や奥入瀬川水系における内水面漁業の持続的かつ健全な発展に資するよう、水産資源の安定確保を図るため、漁業協同組合が実施するヒメマスやヤマメなどのふ化・放流事業を支援します。

- ② 十和田湖ひめますの認知度を高め、ブランドイメージを保全強化するとともに販売拡大を図ります。

#### 4) 林業

- ① 地球温暖化の緩和、土砂災害の防止及び水源のかん養など森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、木材の有効活用及び計画的な森林整備を進めます。
- ② 林道については、計画的に新設・改良舗装等の整備を進めます。

#### 5) 雇用

農畜産物等を活用した加工商品製造業など、地域の条件に合う就業条件の良好な企業の誘致を促進するとともに、より多くの人々が自らの希望や能力を活かし、安定して働くことができるよう、雇用の創出と就業支援の充実を図ります。

#### 6) 観光

- ① 道の駅や観光施設の機能向上、観光地の景観整備、新たな観光資源の発掘・活用により、魅力ある観光地づくりを進めます。
- ② 「国立公園満喫プロジェクト」に選定された十和田八幡平国立公園を中心に、自然を活かした観光メニューの充実やユニバーサルデザインに配慮した受入環境整備に努め、国立公園のブランド化を推進します。
- ③ 市民や（一社）十和田奥入瀬観光機構をはじめとする多様な主体との連携・協力により、地域ぐるみで観光客を温かく迎え入れる体制の強化を図るとともに、観光客のニーズに即した魅力ある観光サービスの充実に取り組みます。
- ④ 温泉供給施設の更新に取り組むことにより、奥入瀬溪流温泉（焼山地区）への安定した湯量供給を図ります。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	基盤整備 (農業)	経営体育成基盤整備事業	県	負担
		農村地域防災減災事業	県	負担
	観光又はレクリ エーション	奥入瀬溪流温泉まちなみ再整備事業	市	
		国立公園施設整備事業	市	
		奥入瀬溪流温泉スキー場整備事業	市	
		焼山地区温泉供給施設整備事業	市	
		宇樽部キャンプ場環境整備事業	市	
		奥入瀬ろまんパーク施設設備整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (第1次産業)	多面的機能支払交付金事業 【事業概要】 ■農地の保全管理及び農村集落などの環 境整備に取り組む活動組織等に対し、交 付金を交付します。 【必要性】 ■農地の持つ多面的機能の確保を図るた め、地域が共同して取り組む農地の保全 管理及び農村集落などの環境整備など の活動を支援する必要があります。 【効果】 ■農地の持つ多面的機能の確保及び優良 な農地の維持・確保につながります。	市	



持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 (第1次産業)	<p>中山間地域等直接支払事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■水路や農道の保全管理などに取り組む農業者等に対し、交付金を交付します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■農地の持つ多面的機能の確保を図るため、地域が共同して取り組む水路や農道等の保全管理及び耕作放棄の防止等の農業生産活動を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■農地の持つ多面的機能の確保及び耕作放棄地の発生防止につながります。</p>	市	
		<p>内水面漁業振興対策事業(補助金)</p> <p>【事業概要】</p> <p>■十和田湖増殖漁業協同組合が実施する水産資源管理に要する費用を補助します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■水産資源の安定確保を図るため、漁業協同組合が実施するヒメマスのふ化・放流事業を支援する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■十和田湖の魚類の生息数を確保するとともに、漁獲量の確保及び遊漁者の誘客につながります。</p>	十和田湖増殖漁業協同組合	
		<p>十和田湖ひめますブランド力向上事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■十和田湖ひめますの認知度向上に取り組む十和田湖ひめますブランド推進協議会に対して負担金を拠出します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■地域経済の活性化のため、十和田湖ひめますの認知度向上とブランド化を推進する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■十和田湖ひめますのブランド力向上につながります。</p>	十和田湖ひめますブランド推進協議会	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (観光)	<p>焼山地区活性化事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>■焼山地区(奥入瀬溪流温泉)において、「花」と「温泉」と「アート」を活用した取組を進めます。</p> <p>【必要性】</p> <p>■地域の資源と景観を活かした魅力ある観光地づくりを推進する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■新たな観光資源としての魅力向上につながります。</p>	市	

**(4) 産業振興促進事項****1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種**

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧十和田湖町区域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

**2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容**

上記(2)その対策及び(3)計画のとおりです。産業の振興に係る施策の実施については、青森県及び周辺市町村、その他関係団体と連携を図ります。

**(5) 公共施設等総合管理計画等との整合**

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

## 《観光施設》

合併前の旧十和田市、旧十和田湖町、それぞれの観光振興の観点から各種施設が設置されていることから、今後の観光戦略を踏まえ統廃合、複合化等も含め適正化を図ります。

## 《温泉設備》

施設の劣化により温泉供給が出来なくなるという事態を招かないよう、施設の更新に向けた調査を進め、更新事業費を踏まえ温泉受給者との共通認識のもと、更新計画策定を進めます。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 4. 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

近年、情報通信技術（ICT）は、飛躍的に進展しており、スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴い、生活や仕事など、社会のあらゆる場面で必要不可欠なものとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、人々の日常は大きく変化し、新たな生活様式への移行を余儀なくされたことから、これまでデジタル化が進まなかった分野においても、個人、産業、教育、社会といったあらゆる環境において変革が生まれ、デジタル化・リモート化を前提とした活動が定着していくことが想定されます。

旧十和田湖町区域では情報通信基盤の整備を目的に、平成 29（2017）年度に十和田湖畔地区においてインターネット光回線を公設民営方式で整備し、地域住民や観光客等の利便性向上を図りました。一方で光回線が整備されていない地域もあることから、未整備地域の解消に向けて、関係機関との連携により情報通信基盤の整備を推進する必要があります。

また、災害時の通信体制としては移動系防災行政無線の配備により、行政間の通信網が整備されているほか、同報系防災行政無線の屋外拡声子局の整備や戸別受信機の配置により、区域全体に対して防災情報や緊急情報を伝達する体制の整備が図られています。

今後は、整備した通信施設の適正な維持管理に努めるとともに、ICTの技術革新の状況や利活用の需要状況も踏まえながら、積極的にICTの利活用を進める必要があります。

### (2) その対策

- ① 関係機関との連携・協力のもと、だれもが快適かつ安全・安心にICTを利活用できるよう、関係機関や事業者へ働きかけるとともに、情報通信基盤や公衆無線LANの整備を推進します。
- ② ICTを利用した情報活用能力を育成するため、小・中学校においてタブレット端末等を活用した教育を推進します。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとしします。

**(3) 計画**

## 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域におけ る情報化	電気通信施設等 情報化のための 施設 (その他の情報化 のための施設)	無線システム普及支援事業	市	

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしています。

十和田市公共施設等総合管理計画において本項目に該当している施設類型はありませんが、本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### 1) 交通施設の整備

旧十和田湖町区域の道路交通網は、令和2（2020）年3月31日現在、国道102号、国道103号、国道394号、国道454号のほか、主要地方道1路線、一般県道2路線、市道175路線184,539.1mが張り巡らされています。

旧十和田湖町区域における市道の整備状況は、改良済延長67,100.6m、改良率36.4%、舗装延長125,802.5m、舗装率68.2%と改良の面で遅れている状況にあります。将来の交通事情を考えると、道路拡幅等の改良を積極的に推進し、破損の著しい簡易舗装を改良整備していく必要があります。

また、旧十和田湖町区域の一部路線においては、冬季になると暴風雪により、吹き溜まりが発生し、対向車とすれ違うことができないなど、通行車両や歩行者の安全が確保されていないことから、冬期間における交通確保のため、除雪体制の強化や防雪柵等の整備が必要です。

農林道については、舗装等の整備は一部のみで、今後、生産性の高い農林業経営を図るため、整備を進めていく必要があります。

一方、観光振興を図るため、国道103号奥入瀬（青樫山）バイパスの早期完成や東北新幹線八戸駅へのアクセス道路を整備していく必要があります。

#### 2) 交通手段の確保

旧十和田湖町区域における公共交通は、路線バス及びコミュニティバスが地域住民の交通手段として重要な役割を担っています。

全国的にも、人口減少や少子高齢化の進行に伴う公共交通機関の輸送人員の大幅な減少などにより、路線バスを中心とする公共交通ネットワークの規模縮小やサービス水準の低下が懸念される中、人口減少が著しい旧十和田湖町区域においては、高齢者や児童・生徒などの移動制約者対策はもとより、地域社会の活力の維持・向上や観光振興にも結びつくよう、公共交通の利便性の確保や安定的な運営に向けた取組を強化する必要があります。

### (2) その対策

#### 1) 交通施設の整備

- ① 地域住民の日常生活の安全性や産業経済活動の利便性を確保するため、緊急度や重要度に応じた、道路・橋梁の計画的な整備と効率的な維持管理を推進します。

- ② 冬期間の交通を確保するため、必要性が高い箇所に防雪柵等の整備を進めるとともに、除雪体制の強化を図ります。
- ③ 農林道については、計画的に新設・改良・舗装等の整備を進めます。

## 2) 交通手段の確保

- ① 移動制約者の交通手段を安定的に確保するため、コミュニティバスの運行やタクシー車両によるデマンド運行、自家用有償運送の活用などにより、地域特性や公共交通の利用実態に即した輸送体制の確立を図ります。
- ② 地域社会の活力の維持・向上や観光振興にも結びつくよう、近隣自治体との連携・協力のもと、周辺部に位置する鉄道駅と旧十和田湖町区域を結ぶ公共交通網の整備に努めます。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

## (3) 計画

### 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	市町村道 (道路)	市道法量線 改良 L=80m W=11.5m	市	
		市道焼山線 改良 L=1,600m W=9.0m	市	
		市道猿倉線 舗装 L=450m W=5.0m	市	
		市道両泉寺家ノ下線 改良 L=400m W=5.0m	市	
		市道中ノ渡生内線 改良 L=900m W=5.0m	市	
		市道館野倉沢線 改良 L=320m W=8.0m	市	
		市道上川目線 舗装 L=200m W=5.0m	市	
		市道向村大沼平線 改良 L=1,500m W=4.5m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	市町村道 (道路)	市道太田上線 改良 L=150m W=6.0m	市	
		市道太田線 改良 L=150m W=6.0m	市	
		市道太田岩井口線 改良 L=200m W=6.0m	市	
		市道中ノ渡3号線 改良 L=300m W=5.0m	市	
		市道宇樽部十和田山線 舗装 L=500m W=4.5m	市	
	市町村道 (橋りょう)	橋りょう(猿倉橋)L=12.4m	市	
		橋りょう(色内橋)L=11.0m	市	
		橋りょう(府金橋)L=10.6m	市	
		橋りょう(法量橋)L=12.5m	市	
		橋りょう(新羅橋)L=5.1m	市	
		橋りょう(生内橋)L=11.6m	市	
		橋りょう(鳥谷附2号橋)L=18.9m	市	
		橋りょう(仙ノ沢三又橋)L=10.1m	市	
		橋りょう(大堀橋)L=95.0m	市	
		橋りょう(焼山橋)L=11.8m	市	
		橋りょう(百目木橋)L=52.8m	市	
		橋りょう(野ノ沢橋)L=10.4m	市	
		橋りょう(筒場橋)L=12.0m	市	
		橋りょう(第2下川原橋)L=17.6m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	市町村道 (その他)	市道公園線 防雪柵設置 L=450m	市	
		市道太田田屋線 防雪柵設置 L=600m	市	
		市道新川原下川目線 防雪柵設置 L=300m	市	
		市道太田川原三日市線 防雪柵設置 L=1,800m	市	
		市道大堀段ノ台線 防雪柵設置 L=400m	市	
		市道下洗音道線 防雪柵設置 L=200m	市	
		市道大堀田茂木1号線 防雪柵設置 L=400m	市	
		市道焼山線 防雪柵設置 L=200m	市	
過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)		西地区シャトルバス運行事業 【事業概要】 ■旧十和田湖町区域から中心市街地まで西地区シャトルバスを委託により運行します。 【必要性】 ■地域住民の日常生活に必要な交通手段を安定的に確保する必要があります。 【効果】 ■通院や買い物などの地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保につながります。	市	
		公共交通空白地有償運送事業(補助金) 【事業概要】 ■公共交通未整備地域の住民の生活交通を確保するため、空白地有償運送を実施する団体に対し、運行に要する費用の一部を補助します。 【必要性】 ■公共交通未整備地域において、地域住民の生活交通を確保する必要があります。 【効果】 ■地域住民の生活交通の確保につながります。	特定非 営利活 動法人 十和田 奥入瀬 郷づく り大学	



## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

### 《道路》

道路の安全性向上を図るため、道路改良や路面補修を推進します。また、老朽化による損傷等が重大な事故を引き起こす可能性があることから、パトロールや定期的な点検を強化し、道路状況の的確な把握に努め、事故防止への迅速な対応を図ります。

併せて、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な維持・修繕や今後の方針を検討します。

### 《橋梁》

劣化・損傷が進み道路ネットワークが機能しなくなる事態を未然に防止するため、「十和田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行い、橋梁の状態の把握、予防的な補修及び計画的な架替えを着実に進め、費用の縮減及び、橋梁の安全性、信頼性の確保に努めていきます。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### 1) 水道

旧十和田湖町区域における簡易水道施設は11地区点在していましたが、休屋、宇樽部、子ノ口の3地区については平成21(2009)年度に十和田湖畔地区簡易水道として統合整備したほか、沢田、上川目、段ノ台・川口、法量の4地区及び百目木地区については、平成23(2011)年度及び平成25(2013)年度にそれぞれ上水道への統合整備を行いました。また、沢沢・片貝沢、高田・大畑野の2地区については、平成29(2017)年度に焼山地区簡易水道への統合整備を行いました。

安全で安心な水道水の安定供給を図るため、今後は老朽化により機能低下が著しい施設について、機能維持のため、計画的な更新を行う必要があります。

#### 2) 下水道

旧十和田湖町区域における令和2(2020)年3月31日現在の水洗化率は84.4%となっています。

快適で住みやすい居住環境の確保と公共水域の水質保全を図るため、水洗化率の向上に努めるとともに、焼山地区の特定環境保全公共下水道事業と各地区の農業集落排水事業の処理施設のうち、老朽化により機能低下が著しい施設については、機能維持のため、計画的な更新を行う必要があります。

#### 3) 廃棄物処理施設

し尿処理及びごみ処理については、十和田地域広域事務組合において行われています。

今後、なお一層ごみの減量化を目指して分別収集や美化対策を推進するとともに、循環型地域社会を構築するために、リサイクルなどの取組を推進する必要があります。

#### 4) 消防施設及び救急・防災体制

消防事務については、十和田地域広域事務組合において行われています。

令和3(2021)年4月から新庁舎において運用が開始されている十和田湖消防署には、令和3(2021)年4月1日現在、消防職員が24人(署長を含む。)配置されているほか、指揮車1台、消防車2台、高規格救急車1台、査察広報車1台が配備されています。また、十和田湖消防署湖畔出張所には、消防職員が14人(出張所長を含む。)配置されているほか、災害対応車1台、消防車1台、高規格救急車1台、救助艇1艇が配備されています。

非常備の消防団は、令和3（2021）年4月1日現在4分団あり、団員数は153人となっています。その他、防火組織として婦人防火クラブが5地区に組織されています。

消防施設は、令和3（2021）年4月1日現在、消防ポンプ自動車6台、小型動力ポンプ付積載車5台が配備、防火水槽75基が設置されています。本区域は行政区域が広いうえに水利の便が悪く、また、集落が散在していることから、初期消火活動を重視した機動力のある火災防御体制が重要となります。そのため、ポンプ自動車の更新整備、防火水槽の定期的な点検、老朽化が進む消防施設の建て替えや改修など、消防力の整備強化を図る必要があります。

また、旧十和田湖町区域には土砂災害警戒区域が多く存在し、災害時の警戒避難体制の整備が必要となっています。災害時の被害軽減につながるよう、市民一人ひとりの防災意識を高める必要があります。

## 5) 公共施設等

現在、市の所有となっている老朽化が著しい空き建築物（旧旅館）や廃校等については、地震時の倒壊の危険性や衛生上及び景観上の観点から、解体撤去を行う必要があります。

## (2) その対策

### 1) 水道

水道については、水源の確保、保全等に努めるとともに、簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設（平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの）の計画的な更新を行うことにより、安全で安心な水道水の安定供給に努めます。

### 2) 下水道

下水処理施設の計画的な更新を図るとともに、集合処理区域内全域において下水道施設への接続を促進します。

### 3) 廃棄物処理施設

ごみのリサイクル、減量等の積極的な取組を促進します。

### 4) 消防施設及び救急・防災体制

① 防火体制を強化充実させるため、消防施設・消防車両などの整備・更新を計画的に行います。

- ② 広報紙やホームページなどを活用した情報発信により、防災に関する基礎知識の普及に努めるとともに、住民の防災意識の高揚を図ります。

### 5) 公共施設等

地域住民の安全・安心確保のため、地震時の倒壊の危険性や衛生上及び景観上の観点から問題があり、かつ利用計画のない公共施設等については、解体・撤去を行います。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとしします。

## (3) 計画

### 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の 整備	水道施設 (簡易水道)	簡易水道施設整備事業	市	
	下水処理施設 (農村集落排水施設)	農業集落排水処理施設整備事業	市	
	消防施設	消防団車両購入事業	市	
		消防団屯所施設整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (危険施設撤去)	焼山地区旧旅館解体事業 <b>【事業概要】</b> ■空き建築物(旧旅館)を解体撤去します。 A=679㎡ 鉄骨・木造構造 <b>【必要性】</b> ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保するとともに、観光地の景観を保全するため、地震時の倒壊の危険性や衛生上及び景観上の観点から問題のある施設を解体撤去する必要があります。 <b>【効果】</b> ■地域住民の安全・安心な暮らしを確保するとともに、観光地の景観保全につながります。	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画等では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

##### 《上水道》

「十和田市水道事業ビジョン 2019」や「十和田市水道区域の事業基盤及び水道施設の強靱化推進」など所管部署で作成の計画等に基づき、施設・設備の耐震化や規模の適正化を図ります。また、管路は、老朽化が進んだ管の更新を行いつつ、耐震管への入れ替えを進めます。

##### 《下水道》

十和田市公共施設等総合管理計画の個別施設管理計画「下水道に関する計画」に基づき、処理施設等の機能維持や回復を行います。

##### 《消防施設》

消防屯所は、消防団再編成計画に基づき更新・統廃合等を進めます。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### 1) 児童の福祉

本市の幼児・児童数は、年々減少傾向にあり、旧十和田湖町区域においても同様の状況にあります。一方で、本市は子育て世代の女性の就業率が、全国や県と比較しても高い状況が続いており、保育所や学童保育の利用率も上昇傾向にあります。

そのような中、将来にわたって活力ある地域社会の維持・形成を図るためには、より多くの親たちが、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、子どもたちが地域社会の中で心身ともに健やかに成長できる環境の充実を図る必要があります。

また、全国的に世帯の小規模化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、家庭及び地域社会における子育て力の低下が懸念されている中、本市においても支援を必要とする子ども及びその保護者を支える相談・支援体制の強化を図る必要があります。

#### 2) 高齢者の福祉

旧十和田湖町区域の高齢者の割合は年々上昇しており、昭和 35（1960）年の 65 歳以上人口が 506 人で全人口の 4.7%であったのが、平成 27（2015）年には 65 歳以上人口が 1,716 人で高齢化率は 40.3%となり、高齢化の進行が顕著となっています。

高齢者の福祉対策としては、老人クラブに対する助成事業や老人福祉バスを活用した研修等を行っています。

また、高齢者の生活支援としては、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の各関係機関と連携を図りながら、包括的かつ継続的な支援体制の充実に努めています。

その他、介護保険制度による各種サービスの充実を図っています。

これからも、高齢者が住み慣れた地域で元気に自立した生活ができるように、第 8 期十和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、福祉対策や介護予防事業を積極的に推進する必要があります。

#### 3) 障がい者の福祉

現在、障害者手帳を所持している人の数は増加傾向にあり、旧十和田湖町区域においても移動手段の確保などの支援を必要としている障がい者が増えている状況にあります。

今後は地域課題の解決に向け、生活において困難を抱える人たちが地域において安心して自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援体制を構築し、切れ目の

ない支援をしていく必要があります。

また、第6期十和田市障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの質の確保・向上をはじめ、障がいを理由とする差別の解消の推進、障がい者への虐待防止等に努める必要があります。

#### 4) 保健

生活様式の多様化などを背景に、偏った食生活や睡眠・運動不足、ストレスなどの不適切な生活習慣の積み重ねが原因で発症するとされている糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病による死亡率が本市においては50%台で推移しています。

「自分の健康は自分で守る」を基本に、より多くの市民が自らの健康に対する関心を高め、主体的に生活習慣の改善や健康増進に取り組むことができるよう、各種健康教育や相談の場の充実などを通じ、健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組み、健康寿命の延伸につなげていく必要があります。

## (2) その対策

### 1) 児童の福祉

- ① 保護者の就労形態の多様化に伴い、地域の保育需要に応じた子ども・子育て支援事業を実施します。
- ② 子どもたちが地域社会の中で心身ともに健やかに成長できる環境を整えます。

### 2) 高齢者の福祉

- ① 高齢者の社会参加と生きがいつくり活動を支援するとともに、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ② 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域の状況を把握し、必要なサービスにつなげるための相談支援体制の充実を図るとともに、地域による見守り体制の強化を図ります。
- ③ 介護サービスの充実及び介護予防のための施策を推進します。

### 3) 障がい者の福祉

- ① 障がい者やその家族が自らの生活実態に応じた福祉サービスを的確に選択できるよう、相談支援体制の強化を図るとともに、自立した日常生活及び社会生活を営む

ために必要な訓練などの支援を推進します。

- ② 障がいや障がい者に対する正しい理解と支援を促すための意識啓発を図るとともに、虐待の防止や障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいのある人とない人が交流を深めるための機会の充実を図ります。

#### 4) 保健

- ① 生活習慣病をはじめとする病気の予防及び早期発見・早期治療を促進するため、健康診査、健康相談、健康教育等の保健事業を実施します。
- ② 健康寿命の延伸を図るため、保健協力員、母子保健推進員及び食生活改善推進員等と連携し、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた適切な情報提供や、健康増進に向けた取組を支援します。

### (3) 計画

#### 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 (児童福祉)	十和田湖地区託児・学童保育支援事業 (補助金) 【事業概要】 ■十和田湖地区において託児及び学童 保育事業を実施する団体に対し、当該 事業に要する費用の一部を補助しま す。 【必要性】 ■保育所や放課後児童クラブが設置さ れていない十和田湖地区において、 託児や学童保育を必要とする子ども 及びその保護者を支援するため、当該 事業を実施する必要があります。 【効果】 ■十和田湖地区の子育て世帯が安心し て子育てできる環境の確保につなが ります。	休屋 町内会	



## 8. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域の医療施設は、十和田湖診療所1か所となっています。また、令和3（2021）年4月1日現在、非常勤医師による平日週3回の診療となっており、医療体制は充分とはいえない状況です。

地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、地域における医療体制の強化を図る必要があります。

### (2) その対策

地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、医療体制の強化を図るとともに、医療機器の計画的な整備及び適切な維持管理や市立中央病院との連携により地域医療の充実を図ります。

### (3) 計画

#### 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確保	診療施設 (その他)	十和田湖診療所医療機器整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	十和田湖診療所維持運営事業 【事業概要】 ■十和田湖診療所における医師の特殊勤務手当や非常勤医師等の通勤に要する費用を支出します。 【必要性】 ■地域住民が安心して必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう、医療体制の強化を図る必要があります。 【効果】 ■常勤医師等の配置により、医療提供体制の充実が図られ、地域住民の医療機会の確保につながります。	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

##### 《保健・福祉施設》

診療所は、湖畔地区の医療を確保するため、適切に維持管理していきます。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### 1) 学校教育

旧十和田湖町区域の教育施設は、昭和 52（1977）年までは小・中学校合わせて 12 校ありましたが、その後の統合により、令和 3（2021）年 4 月 1 日現在、小学校 3 校、中学校 2 校となっています。

学校施設については、老朽化が進んでいる施設もあることから、必要な改修を順次行い、児童・生徒の安全を確保するとともに、快適に学ぶことのできる環境を確保する必要があります。

また、法奥小学校区及び第一中学校区は広範囲に及ぶことから、登下校時の児童・生徒の安全確保や送迎に係る保護者の負担軽減を図るため、遠距離通学者の通学手段を確保する必要があります。

#### 2) 体育施設

十和田湖総合運動公園には、陸上競技場、テニスコート、プール、野球場があります。また、焼山地区には、アネックススポーツランドと八甲田パノラマパークゴルフ場があります。

これら体育施設の中には、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的な改修を行う必要があります。

#### 3) 生涯学習、コミュニティ活動

地域住民の学習ニーズや地域社会の抱える課題が多様化・複雑化する中、それぞれのライフステージに応じた学習活動の推進のほか、地域における人づくりや自らが進んで地域づくりに参画、貢献できる環境づくりに取り組む必要があります。

生涯にわたる学習活動や地域コミュニティ活動を支援するとともに、その成果を適切に活かすことができる環境づくりを推進する必要があります。

### (2) その対策

#### 1) 学校教育

児童・生徒がより安全・安心で快適に学べるよう、空調設備設置等の学校施設の改修や遠距離通学者の通学手段を確保するなど教育環境の向上を図ります。

## 2) 体育施設

利用者のニーズや利用実態を踏まえたうえで、安全で快適にスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の適切な維持管理・運営を図るとともに、スポーツイベントなどを開催し、市民のスポーツ活動を推進します。

## 3) 生涯学習、コミュニティ活動

地域住民の多様な生涯学習ニーズに対応するため、生涯学習機会の充実を図るとともに、地域住民の生涯学習や地域コミュニティ活動の環境整備に努めます。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとしします。

## (3) 計画

### 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	学校教育関連施設 (校舎、屋内運動場)	学校施設大規模改修事業	市	
	集会施設、体育施設等 (その他)	西コミュニティセンター環境整備事業	市	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	遠距離通学支援事業(補助金) 【事業概要】 ■定期路線バスの定期券購入に対する補助や臨時バスの運行など遠距離通学者の通学手段を確保します。 【必要性】 ■遠距離通学となる児童・生徒が安心して学べる良好な環境を確保するため、通学に要する経費を支援するとともに、通学手段を確保する必要があります。 【効果】 ■登下校時の児童・生徒の安全確保や送迎に係る保護者の負担軽減が図られ、安心して学べる良好な環境の確保につながります。	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

##### 《学校教育施設》

学校施設は、十和田市教育委員会で策定した「公立学校の統廃合に関する指針」に基づき、児童生徒数の推移を踏まえた規模の適正化と適正配置を推進します。国の施策との整合を図りつつ地域コミュニティ・防災の拠点としての位置づけも考慮し、通学区域の見直しや学校の統廃合・併置化を検討するとともに、小中一貫校、義務教育学校についても検討します。

また、学校施設を有効に活用するため、児童生徒の安全確保や教育環境に配慮したうえで、体育施設等のさらなる地域開放や余裕教室・敷地等の積極的な活用を検討します。

##### 《スポーツ施設》

適切な修繕を行うとともに、同種のものが複数ある施設や利用者が少ない施設は、統合や複合化を行うなど、施設数・規模（延床面積）の適正化を図ります。

広域利用が可能な施設については、周辺市町村との共同利用に努めます。

##### 《市民集会施設》

人口減少に伴い利用者が減少することが予想されることから、統合や複合化による施設数・規模（延床面積）の適正化を図ります。

##### 《社会教育施設》

公民館は、社会教育の振興を図るため、文化施設は、市民文化及び圏域文化の振興を図るため、適切な修繕や各種機器の更新を行いながら維持していきます。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域には、大小あわせて45集落が区域の中心を流れる奥入瀬川流域に散在していますが、いずれの集落も近年の人口減少、高齢化により小規模化が進み、住民相互の連帯感も希薄化しています。

当該状況下において、集落の維持を図るためには「自らの地域は自らでつくる」という意識のもと、地域主体の活動を積極的に推進していく必要があります。

また、農地などの保安全管理及び環境整備についても地域共同で取り組む必要があります。

### (2) その対策

- ① コミュニティ組織による主体的な地域課題の解決のための取組を支援します。
- ② 農地などの保安全管理及び環境整備や農地が持つ多面的機能発揮のための地域活動、耕作放棄地の発生防止などの地域共同による取組を支援します。

### (3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備)	<p>広域コミュニティ活動推進事業(補助金)</p> <p>【事業概要】</p> <p>■広域コミュニティ組織が主体的に行う地域課題解決のための取組に要する費用を補助します。</p> <p>【必要性】</p> <p>■集落の維持を図るため、地域主体の活動を推進する必要があります。</p> <p>【効果】</p> <p>■広域コミュニティ組織の基盤強化、活動の活性化が図られ、集落の維持につながります。</p>	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備)	多面的機能支払交付金事業	市	再掲
		中山間地域等直接支払事業	市	再掲

## 11. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域には、国の特別名勝及び天然記念物に指定されている「十和田湖および奥入瀬溪流」、国の天然記念物に指定されている「法量のイチョウ」、県の天然記念物に指定されている「モミの木」があります。

このほか「郷土館」及び「十和田湖民俗資料館」、国の重要文化財に指定されている「旧笠石家住宅」がありますが、これらの施設等は、いずれも老朽化等が進んでいることから、今後、計画的な整備が必要となっています。

また、旧十和田湖町区域では地域の小・中学生を対象に市の無形文化財に指定されている「沢田鶏舞」の指導が行われており、後継者育成に努めているほか、各種サークル活動を中心に行われている文化芸術活動についても、支援、育成に努めていく必要があります。

### (2) その対策

- ① 貴重な有形文化財、名勝、天然記念物等は、後世に引き継いでいけるよう、適切な保護と保全に努めます。
- ② 郷土・民俗資料の保存及び展示施設の整備・充実に努めます。
- ③ 市の伝統芸能である無形文化財の保存と後継者育成に努めます。
- ④ 文化芸術活動の推進のため、各種サークル活動を支援します。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。



**(3) 計画**

## 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域文化の 振興等	地域文化振興施設等 (地域文化振興施設)	十和田湖民俗資料館及び旧笠石家住宅 整備事業	市	

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

十和田市公共施設等総合管理計画では、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに、将来負担の軽減及び平準化を図ることとしており、本項目に該当する施設整備については以下のとおり定めています。

## 《社会教育施設》

資料館は、利便性の向上、展示物の充実、低コスト化を図るため、点在している施設の統合を検討します。

本計画における考え方として、本項目の現況と問題点、その対策及び計画は十和田市公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れていることから、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

八甲田山系の広大な森林や十和田湖、奥入瀬溪流などの貴重な自然は、市民共有の財産として、生活に潤いや安らぎをもたらすものです。この自然を次世代に引き継ぐとともに、その恵みを活用した持続可能な地域社会の構築が求められています。

本市においては、限りある資源の有効活用に努め、将来にわたり資源豊かなまちづくりを推進するため、資源循環型社会の構築に向け、行政が先導的な役割を果たすことにより、市民や事業者の主体的な活動を促していく必要があります。

また、地球温暖化対策の推進に向けて、行政が先導的な役割を果たし、市民、事業者をはじめとする多様な主体との連携・協力を根ざした取組を強化する必要があります。

### (2) その対策

- ① 地球環境への負荷をできる限り小さくするため、温室効果ガスの排出量削減などの取組を推進し、環境にやさしいライフスタイルの普及を図ります。
- ② 関係団体や事業者などと連携・協力し、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの利活用を促進します。

## 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### 1) 自然環境の保全・活用

旧十和田湖町区域は、十和田湖、奥入瀬溪流などを含む十和田八幡平国立公園の美しく雄大な自然を有しています。この自然を次世代に引き継ぐとともに、その恵みを活用した持続可能な地域社会の構築が求められています。

また、健康で安全かつ快適な市民生活を確保するため、河川の水質、騒音、悪臭などの把握に努めながら、状況の変化に応じた対策を的確に講じる必要があります。

### (2) その対策

#### 1) 自然環境の保全・活用

- ① 関係機関との連携のもと、生物多様性の保全を図ります。
- ② 環境保全団体などの活動支援を通じ、自然保護に対する意識の高揚を図ります。
- ③ 県認定の名水地「私たちの名水（八甲田清水）」の適切な維持管理に努め、市民が自然にふれあう機会の創出を図ります。

### (3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	内水面漁業振興対策事業	十和田湖増殖漁業協同組合	再掲
	その他	名水保全事業 ■「私たちの名水(八甲田清水)」の水質保全のための水質検査	市	ソフト事業